

## 安保3文書の改定閣議決定に反対する声明

2023年2月27日

津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘

津軽保健生協は、国が安保関連3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛整備計画）の改定により、敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有すること、およびそのために多額の財政負担を負うことを閣議決定したことに対して強く反対します。

政府は、2022年12月16日、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛整備計画」（以下「3文書」）の改定を閣議決定しました。これにより政府は、「敵基地攻撃能力」に代えて「反撃能力」という用語を用いて、相手国の領域内にあるミサイル発射手段等を攻撃する敵基地攻撃能力よりさらに幅を持たせた表現で武力の保有を決定し、それに伴い防衛費の大幅な増額を決定しました。

従来政府は、憲法9条の下での自衛権の発動は、平和主義を基本原則とする日本国憲法において、自衛の措置といえども無制限ではなく、あくまで外国の我が国に対する武力攻撃が発生した場合で、他にこれに対処する措置が無い場合に初めて容認されること、それはその事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものであることを示してきました（自衛権発動の3要件・専守防衛）。

しかし政府は、3文書の閣議決定によって「反撃能力」の保有を決定しました。これにより、相手国がミサイル攻撃等の発射する前の段階では日本に対する攻撃がなされるのかを正確に判断できないのにも関わらず、相手国が「攻撃に着手」したとみなして反撃することになり、実質的に国際法上も違法な先制攻撃となりうる事態が想定されます。反撃能力を一旦行使すれば、相手国からの反撃が想定され、戦争やひいては核兵器使用のおそれさえ生じさせます。

今回の閣議決定による3文書の改定は、集団的自衛権の行使等を容認した安保法制をさらに進めたものであり、国家防衛戦略の大転換と言えます。従来の専守防衛に反して、相手国の領域に直接武力攻撃を行う「戦力の保有」を決定したものであり、憲法9条に違反します。

さらに、防衛力の抜本的強化のためにGDP2%の予算措置をとる必要があるとされています。そのため、現在の2倍もの多額な財政を防衛費に投入する必要があり、国民の経済的負担増は避けられません。

この防衛戦略の変更は、従来の政府の防衛戦略を大きく変更し、憲法9条にも反するものであるにも関わらず、国民的議論はもちろん、国民の代表者による国会ですら具体的な議論がなされていません。国会審議もなく閣議により決定されたことは、立憲主義、民主主義、国民主権の原理にも反するものです。

政府の安保関連3文書の閣議決定による敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有、それを実現するための財政負担、およびこれらを国会審議なく閣議決定したことは、立憲主義、国民主権、民主主義、平和主義に反することから、これに強く反対します。

以上